

韓国駐在地方公務員等連絡協議会設置要綱

1 目的及び名称

韓国内に駐在する日本の地方公務員が、駐在活動を効果的かつ円滑に遂行することを目的として「韓国駐在地方公務員等連絡協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 会 員

協議会の会員は次の者とする。

- (1) 韓国内に所在する日本の地方公共団体関係の事務所に勤務する日本の地方公務員
- (2) 在大韓民国日本国大使館、独立行政法人国際観光振興機構ソウル事務所、独立行政法人日本貿易振興機構ソウル事務所に勤務する日本の地方公務員
- (3) 一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所に勤務する日本の地方公務員
- (4) 韓国内の地方自治団体に派遣されている日本の地方公務員
- (5) 連絡業務及び韓国語研修等で中長期に派遣されている日本の地方公務員
- (6) その他、上記に準ずる者で、協議会において認められた者

3 会 長

協議会を代表し総理するため、協議会に会長を置くこととし、会長は一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長をもって充てる。

4 連絡協議事項

協議会は、次の事項について連絡協議するものとする。

- (1) 日本と韓国との地域間国際交流、観光・経済交流、文化交流等の推進
- (2) 韓国内における駐在活動の効果的かつ円滑な展開
- (3) 韓国内における安全かつ快適な駐在生活の促進
- (4) その他駐在活動に関する事

5 開 催

- (1) 協議会は原則として3箇月に1回程度開催するものとする。
- (2) 協議会は、会長が議事進行するものとする。

6 事務局

協議会の事務は、一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所において行う。

7 その他

この要綱に定めのない事項については、協議会において決定する。

附 則

この要綱は、1999年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。